

誓 約 書 兼 同 意 書

令和 年 月 日

柳川市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

また、当社及び当社の代表者（私）について、競争入札参加資格の確認のため、市が必要に応じて警察署に対し関係情報の照会を行い、取得することに同意します。

記

- 1 私又は当社若しくは当社の役員等（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下同じ。）は、暴力団又は暴力団員ではありません。
- 2 私又は当社（第5号及び第6号にあっては、当社の役員等）は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - (2) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した者
 - (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与した者
 - (5) 個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員に経済上の利益若しくは便宜を供与した者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し、又は社会的に非難される関係を有している者
- 3 私は、柳川市政治倫理条例第16条第1項に規定する市長等（市長、副市長及び教育長）及び市議会議員の配偶者並びに2親等以内又は同居の親族（以下「配偶者等」という。）ではありません。また、当社は、同条第3項に規定する配偶者等が無限責任社員、取締役若しくはこれらに準ずるべき者となっている会社その他の法人ではありません。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より一部抜粋

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

○柳川市政治倫理条例（平成19年柳川市条例第29号）より一部抜粋

（目的）

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）並びに市議会議員（以下「議員」という。）は、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政発展に寄与することを目的とする。

（市の工事等に関する遵守事項）

第16条 市長等及び議員の配偶者並びに2親等以内又は同居の親族（以下この条において「配偶者等」という。）は、法第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5の規定の趣旨を尊重し、市及び法第221条第3項に規定する法人との請負契約を辞退して、市民に対し疑惑の念を生じさせるようなことがあってはならない。

2 配偶者等の一般物品納入契約については、前項の規定を準用する。

3 配偶者等が無限責任社員、取締役若しくはこれらに準ずべき者となっている会社その他の法人の請負契約及び一般物品納入契約については、前2項の規定を準用する。

法（地方自治法）より一部抜粋

（関係私企業の就職の制限）

第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

（長の請負等の禁止）

第142条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

（副知事及び副市町村長の兼職禁止及び事務引継）

第166条 副知事及び副市町村長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

② 第141条、第142条及び第159条の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。

③ 普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する第142条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。

（予算の執行に関する長の調査権等）

第221条

3 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。